平成19年度　中学校技術・家庭　研修講座

《家庭コース》

「家庭生活と消費」の題材の工夫



期　日　平成19年８月２日(木)～３日(金)
会　場　岩手県立総合教育センター
　　　　科学産業教育室

１「家庭生活と消費」の学習内容について

中学校学習指導要領（平成10年12月）解説－技術・家庭編－より

> **(4)　家庭生活と消費について，次の事項を指導する。**
> **ア　販売方法の特徴や消費者保護について知り，生活に必要な物資・サービスの適切な選択，購入及び活用ができること。**
> **イ　自分の生活が環境に与える影響について考え，環境に配慮した消費生活を工夫すること。**

（内容の取り扱い）

> **ウ　(4)のアについては，中学生にかかわりの深い販売方法を取り上げること。**

ここでは，**家庭生活における消費の重要性に気付かせ，販売方法の特徴や消費者保護に関する学習を通して，物資やサービスの適切な選択，購入及び活用などができる**ようにするとともに，**環境に配慮した消費生活が工夫できる**ようにすることをねらいとしている。

また，**単なる買い物についての学習にとどまらず**，自分の家族の生活の仕方や消費の在り方を改めることも含めた**消費者としての自覚**がもてるようにする。

指導に当たっては，情報化の進展に伴う消費生活の変化にも対応し，**生徒の身近かな事例を取り上げて**具体的に考えさせたり，消費生活センターなどを見学したりして，**興味・関心をもたせるように工夫する。**

- この学習全体を通して，「消費者としての自覚の育成」が求められている。
- 消費の重要性に気付かせ，物資やサービスの適切な選択，購入及び活用ができる力を身に付けさせるようにする。
- 環境に配慮した消費生活を，工夫できる力を身に付けさせる。
- できるだけ生徒にとって身近な事例を取り上げ，興味・関心を高める工夫が必要である。

ア　販売方法の特徴や消費者保護について知り，生活に必要な物資・サービスの適切な選択，購入及び活用ができること。

家庭生活は様々な物資・サービスを選択・購入し，活用することによって成り立っており，販売方法が多様化している現状や，消費者が適切な行動をとる必要があることに気付くようにし，中学生にかかわりの深い事例を取り上げて，具体的に考えさせるようにする。

販売方法については，**店舗販売と無店舗販売の特徴**を知らせ，特に，**問題の生じやすい無店舗販売に重点を置いて指導する。**多様化している無店舗販売については，中学生にかかわりの深い販売方法として，例えば，**通信販売や訪問販売などを取り上げ**，それぞれの利点や問題点について具体的な事例を通して考えさせ，適切な方法で購入できるようにする。

消費者保護については，**消費者の基本的な権利**を知らせるとともに，**消費者保護基本法の趣旨**を理解させる。例えば，**クーリング・オフ制度や消費生活センターなどの各種相談機関**について取り上げ，消費者としての自覚を高めるようにする。

選択・購入に当たっては，**本当に必要かどうかの判断**が大切であることに気付くようにし，**多くの情報の中から適切な情報を収集・整理し，選択できる**ようにする。例えば，身近な物資・サービスについて，**品質・機能・価格・アフターサービス**などのそれぞれに応じた視点が必

要であることを理解させる。その際，表示の意味も理解できるようにする。

支払いについては，**現金やプリペイドカードによる二者間の契約**を中心に取り上げ，**即時払い・前払い・後払いのそれぞれの特徴**について理解できるようにする。**活用については，購入した物を適切に使用し，十分に生かす**ことが重要であることに気付くようにする。

この学習は，内容のAの(2)，(3)及び(4)と関連を図って，指導する。

・販売方法では，店舗販売と無店舗販売の特徴を知らせ，無店舗販売に重点を置いて指導する。例えば，通信販売と訪問販売を取り上げる。
・支払いについては二者間契約である。(三者間は高校)
・選択・購入に当たっての選択の視点については，イの環境に配慮した消費生活の内容にふれることも可能である。
・「生活の自立と衣食住」から教材化していくことで，生徒の関心も高まると考えられる。
・1968年制定された消費者保護基本法は，2004年に消費者基本法に改正されている。また2005年に消費者契約法も制定されているので，時代の流れに沿った消費者保護について扱うこと。

【参考】2006版，東京書籍教科書より

消費者基本法(2004)：消費者保護基本法が消費者を保護の対象としていたのに対し，新法では消費者を自立した主体ととらえ，自立を支援することを政策の基本とした。時代や環境の変化に対応した改正。

消費者契約法(2005)：消費者と事業者が結ぶすべての契約に適用される。事実と違うことをいわれたなど，問題ある販売で契約した場合は，契約を取り消すことができる。

(上記について詳しくは，2006版,開隆堂指導書,家族と家庭生活編②に掲載)

イ　自分の生活が環境に与える影響について考え，環境に配慮した消費生活を工夫すること。

自分の生活を振り返り，環境に影響を与えている消費生活の事例などを具体的に考え，改善のための生活の工夫ができるようにする。例えば，**使い捨て容器**と**リサイクル可能な容器**，**食品の包装**や**トレイ**などの具体的な事例を取り上げて，**価格や利便性などのほか，環境とのかかわりの点から**の比較検討をすることなどが考えられる。また，各自の衣類を取り上げ，利用されずに死蔵しているものが多いことに気付かせ，**リサイクルや再利用の方法について**も考えさせる。

選択・購入に当たっては，その**必要性を十分に検討すること**，**価格や利便性のみでなく環境にも配慮して判断すること**などが大切であり，**適切な活用と廃棄を心がけ，ごみを少なくする暮らし方**を考えさせるようにする。

この学習は，内容のAの(2)，(3)及び(4)と関連を図って，指導する。

・飲料の容器や商品の過剰包装，スーパーの買い物袋など身近で具体的なものを取り上げ，価格，利便性，環境とのかかわりの点から比較検討していく。
・自分の消費生活の工夫が，「持続可能な循環型社会」の実現に結びつくという考えを持たせたい。
・３Ｒの中でも，発生抑制のReduceの実践の重要性に気付かせる。

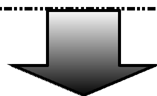
2　消費生活に関する小学校・中学校・高等学校の学習内容

(1)　小学校家庭科（小学校学習指導要領解説家庭編(7)物や金銭の使い方と買物）

(7)　身の回りの物や金銭の使い方を考え，適切に買い物ができるようにする。
　ア　物や金銭の使い方を自分の生活とのかかわりで考えること。
　イ　身の回りの物の選び方や買い方を考え，購入することができること。

・身の回りにある物の使い方を見直し，計画的に生活することの大切さがわかるようにする。
・物を選んだり購入したりするときは，自分の生活に必要かどうかを自分の目で確かめ決定できるようにする。
・購入する場合は，金銭の使い方や買った物の活用の仕方についても考え，消費者として主体的に日常生活を実践できるようにするための素地を育てておくようにする。

消費者として必要な基礎的・基本的な態度を育てる



(2)　中学校（家庭分野）（中学校学習指導要領解説－技術・家庭編－(4)家庭生活と消費）

(4)　家庭生活と消費について，次の事項を指導する。
　ア　販売方法の特徴や消費者保護について知り，生活に必要な物資・サービスの適切な選択，購入及び活用ができること。
　イ　自分の生活が環境に与える影響について考え，環境に配慮した消費生活を工夫すること。

・家庭生活における消費の重要性に気付かせ，販売方法の特徴や消費者保護に関する学習を通して，物資やサービスの適切な選択，購入及び活用などができるようにする。
・環境に配慮した消費生活が工夫できるようにする。
・自分の家族の生活の仕方や消費の在り方を改めることも含めた消費者としての自覚がもてるようにする。

消費者としての自覚をもたせる



(3)　高等学校(家庭総合,４単位)（高等学校学習指導要領解説家庭編(5)消費生活と資源・環境）

　家庭の経済生活，消費者の権利と責任について理解させるとともに，現代の消費生活の課題について認識させ，資源や環境に配慮し，消費者としての適切な意思決定に基づいて，責任をもって行動できるようにする。
　ア　消費行動と意思決定
　　消費行動における意思決定の過程とその重要性について理解させる。
　イ　家庭の経済生活
　　家庭経済と国民経済とのかかわりについて理解させ，主体的な家計管理と家庭の経済計画の重要性について認識させる。
　ウ　消費者の権利と責任
　　消費生活の現状と課題，消費者問題と消費者の保護，消費者の責任及び生活情報の収集・選択と活用について理解させ,消費者として主体的に判断し責任をもって行動できるようにする。

・国民経済とかかわる家庭の経済生活について理解させるとともに，自立した消費者の育成を目指す消費者の権利と責任について具体的な事例を通して理解させる。
・様々な消費問題など，現代の消費生活の課題について認識させ，資源や環境に配慮してライフスタイルを見直す。
・消費者としての適切な意思決定に基づいて，責任をもって行動できるようにする。

自立した消費者となる能力と実践的な態度を育てる

３　『技術・家庭科家庭分野における基礎的な知識と技術を習得させる学習指導に関する研究 －消費生活学習の手引とその活用をとおして－』における学習指導の在り方

(1)　消費生活を学習する意義（注：「家庭生活と消費」の項目を「消費生活の学習」ととらえた）

ア　学校教育に消費者教育が導入された経緯より

消費生活の学習は，消費者が消費生活を豊かに営むために必要なことであり，技術・家庭科は，消費生活の学びを担う教科としての役割が大きい。消費生活を主体的に営むことのできる資質や能力を育むためには，どの子にも消費生活にかかわる基礎的な知識と技術を身に付けさせることが，自立した消費者育成の基盤となる。

消費生活にかかわる教育のことを，一般に消費者教育と言う。消費者教育について，米川（1992）は，「消費者教育とは，商品・サービスの適切な購入・消費をなし得る賢い消費者の育成とともに，生命・健康・安全など，基本的な消費者の育成を目指す教育のこと」と述べている。消費者教育は，現在，消費者・行政・企業・学校の四者が主体となり行われているが，学校教育への導入が，最も遅れたとされる。先行文献によると，学校教育に消費者教育が導入されたのは，1989年の学習指導要領の家庭科と社会科等において消費者教育を強化する方向が示されたことに始まる。それは，1986年の国民生活審議会の答申「学校における消費者教育について」によって，多発する様々なトラブルに対し，自主的・合理的な判断力をもって，トラブルに遭わないための消費者の育成が述べられたことによる。この答申が教育課程審議会の討議に反映され，1989年の実施となり，さらに現行の学習指導要領においても（小・中1998，高1999)，一層強化された内容であると，鶴田（2000）は記している。これは，社会経済の変化や生徒の生活経験の不足から生じていた消費の問題に対して，対応できる賢い消費者の育成が，学校教育に期待されたものと分析する。

イ　現在の社会的な状況からより

【表１】に過去５年間のPIO -NET(注：独立行政法人，国民生活センターと全国の消費生活センターとを結ぶネットワークシステム）に寄せられた相談件数を掲載した（国民生活センター消費生活相談データベースより掲載)。近年，携帯電話やコンピュータなどの普及により高度情報化という経済社会の変化や，それにともない販売方法が多様化・複雑化したことで，消費トラブルの被害者が増大し，さらには被害者が低年齢化している実態が顕著である。一方，児童・生徒自身の積極的な好奇心や欲求（消費者意識）が，トラブルを助長する消費行動となり，子ども自身が抱えている問題も指摘されている（2003,国民生活センター)。児童・生徒の意識や行動が抱える問題に対しては，発展途上の子どもたちに健全な消費経験を与えつつ，児童・生徒の消費者としての自覚，必要な知識や技術を培うことのできる環境を醸成することが大切である。

【表１】　PIO -NETに寄せられた相談件数の推移（過去５年間）
（注）PIO -NET：独立行政法人、国民生活センターと全国の消費生活センターとを結ぶネットワークシステムである。

年　度	2000	2001	2002	2003	2004
小学生期（６～11歳）	378	401	587	1,156	2,268
中学生期（12～14歳）	758	1,423	2,567	9,785	13,331
高校生期（15～17歳）	2,495	5,697	11,444	36,054	48,723
合計（６～17歳）	3,631	7,521	14,598	46,995	64,322
うちオンライン等関連サービス	537	3,522	9,838	42,761	60,264

（国民生活センター消費生活相談データベースより掲載）

(2)　消費生活の学習における基礎的な知識と技術のとらえ方

ア　消費生活の学習における基礎的な知識と技術

消費生活の学習における基礎的な知識と技術を，評価規準・学習指導要領から下のようにとらえた。

基礎的な知識	「販売方法」「消費者保護」「物資・サービスの適切な選択，購入及び活用」「環境に配慮した消費生活」に かかわる知識　（知っておくべきこと，わかっておくべきこと）
基礎的な技術	「物資・サービスの適切な選択，購入及び活用」「環境に配慮した消費生活」にかかわる技術（自分でできなければならないこと）

イ　消費生活の学習における基礎的な知識と技術の具体的な内容

消費生活の学習における基礎的な知識と技術の定義から，中学校の消費生活の学習における基礎的な知識と技術にかかわる内容は，「販売方法」，「消費者保護」，「物資・サービスの適切な選択，購入及び活用」，「環境に配慮した生活」の４項目であるととらえ，具体的な知識と技術の内容を【表２】のように明らかにした。

【表２】消費生活の学習における基礎的な知識と技術の具体的な内容

定義に用いた用語	販売方法	消費者保護	物資・サービスの選択・購入及び活用	環境に配慮した生活
知識の具体的な内容	・販売方法の特徴 ・支払い方法 ・店舗販売と無店舗販売 ・消費トラブル	・消費者の基本的な権利と責任 ・消費者保護 ・消費者基本法（2004） ・消費者契約法（2005） ・クーリング・オフ制度 ・消費生活センターなどの相談機関	・物資とサービス ・表示・マークの意味 ・契約	・使い捨て容器，リサイクル可能な容器，食品の包装，トレイなどと環境のかかわり ・死蔵している衣類の再利用やリサイクルの方法
技術の具体的な内容（知識も含む）			・物資・サービスの選択・購入 ・情報の収集・整理・選択 ・さまざまな消費トラブルの対処	・環境に配慮した選択・購入 ・ごみを少なくする生活

(3)　消費生活学習の学習指導

ア　消費生活学習における実践的・体験的な学習活動

消費生活学習における実践的・体験的な学習活動は，教科において実践的・体験的な学習活動が重要視されていると同様に，そのような学習活動を通して学ぶによって，授業で習得した知識や技術が確かな力となって，実生活において生かされやすいと言われている。

武藤（1992）は，「その指導においては，教師による知識の伝達に終わったり，一つの価値方向へ導くものであってはならない。生徒たち自身が生活課題がわかり，自ら行動し学習する中で，自分の価値観に基づき主体的に行動を決定するような，生徒たち自身の主体性を生かした指導方法が追究される必要がある」と記している。高橋（2006）もまた，「消費者教育では，座学・議論形式の授業でなく，アクティビティ（活動）やロールプレイング，ゲームなど学習方法を工夫する授業展開を行うこと」と述べている。

【表３】に，消費者教育支援センターが1995年に発行した「消費者教育授業実践60」に，示された27の学習方法をまとめた。このように，消費生活学習における実践的・体験的な学習活動は多い。しかし，実際の学習指導においては，このような学習活動を取り入れる例はあまり多いとは言えない。それは，研究者や消費者教育支援センターなどによって紹介されている事例は，広く知られているとは言い難いこと，指導計画の立案など，教材研究や道具などの準備に手間がかかること，生徒を主体的に活動させる困難さを教師が抱えているなどの実状があるからである。

【表３】　消費生活学習の学習方法

分　類	学　習　方　法
学習行動的	グループ活動，ゲーム，実験・実習，シミュレーション，ディスカッション，ディベート，プロジェクト学習，問題解決学習，ロールプレイング
事例活用的	新聞，パンフレット，雑誌，視聴覚メディア，消費者関連機関の活用，パソコン
調査活用的	アンケート，ケーススタディ，試買テスト，調査活動，レポート作成・発表
教室外活動	インタビュー，外部講師の活用，教室外活動，見学，地域活動への参加
指示的	掲示・展示，実物提示法

そこで，消費者支援センターや金融広報中央委員会の刊行物などから資料をまとめ，消費生活の授業に取り入れやすい，実践的・体験的な学習活動をまとめ，学習指導に生かす必要がある。

イ　意思決定の場面を設定した学習過程

消費生活の学習において，生徒が学んだ知識と技術を生かして，意思決定を行うことにより，基礎的な知識と技術の習得を図るねらいで，意思決定の場面を設定した学習過程を検討した。意思決定場面を設定した学習過程は，研究物等で提案されているが，教師が学習過程に取り入れやすい形を提案したい。

消費生活においては，自分で情報を収集し，習得した知識や技術から，自分の意思を決定し，選択できる力の育成が望まれている。工藤・内野（1997）は，「意思決定力の育成や価値観の形成を目指すとき，学習の主体者である児童・生徒が意思決定する場や，多様な価値から自分なりの価値を選択する過程を経験させることが重要であろう」と述べ，消費生活学習において，意思決定の場面を設定することの有効性を裏付けている。

一方，今井（1988）は，消費者教育（広義の消費生活学習）の本質を「意思決定能力（意思決定能力：意思決定できる能力ととらえる）」にあると言う。

意思決定のタイプには，①衝動的に決める人②意思決定を先延ばしにする人③意思決定をくださない人 ④他の人に意思決定をまかせる人 ⑤あらゆる選択肢を考え評価し決定する人の５つに分類できる（大曲，2006)。消費生活の学習でとらえられている意思決定能力とは，いくつかの選択肢にそって，情報を収集・整理し，その結果を予想した後，最終的に，何が自分にとって必要なものなのかを考え，「あらゆるものの中からよいものを１つ選ぶ」ことのできる能力，つまり分類⑤のことである。意思決定には自己責任が伴うため，自立する消費者の育成には意思決定能力がかかせない要素となり，意思決定することで学んだ知識と技術も確実なものになっていく。

意思決定の場面を設定した学習過程については，意思決定プロセスとも表現され，多くの過程が研究されている。【表４】に，意思決定の場面を設定した学習過程について，先行文献から示す。

【表４】意思決定の場面を設定した学習過程
（注「アセスメント」：評価という意味で用いる。環境アセスメントや，ポートフォリオアセスメントのアセスメントと同意である。）

出典＼段階	家庭科教育における消費者教育指導の実際（藤枝・内藤,1979）	家政学と家庭経営学と消費者教育（今井,1987）	消費者教育を導入した家庭科の授業（武藤・鶴田,1992）	家庭科の21世紀プラン(工藤・内野，1997)	賢い消費者（アメリカの消費者教育の教科書，1998）
1	調査・分析過程	問題の自覚	現状把握，問題把握	調査・分析	目標を定め，問題を明確にする
2	価値判断過程	解決策のアイデア	価値判断のための基礎知識の習得	価値判断	情報を集める
3	意思決定過程	価値付け	意思決定１（自己の生活管理）	意思決定	選択肢を考える
4	行動過程	比較考量	意思決定２(社会参加，課題の発展)	行動	結論を検討する
5	行動アセスメント過程	決定		行動アセスメント	意思決定し，行動する
6		責任			意思決定を評価する

【表４】から，意思決定の場面を設定した学習過程は，段階数の多少の差はあるものの，多くが，「調査・分析」→「価値判断」→「意思決定」→「行動」→「アセスメント（評価）」という同じ学習過程を進んでいるととらえられる。

そこで，本研究における意思決定の場面を設定した学習過程を，次のようにした。

意思決定を取り入れた学習過程

意思決定を取り入れた学習過程	① 問題の分析（見つめ・見通す）→② 価値の判断（追究する）→③ 意思決定（考えをまとめる）→④ 行　動（実 践）→⑤ アセスメント（評価・生かす）

ウ　消費生活学習の手引の作成意義と手引の構成（生徒用手引，配付した別冊資料）

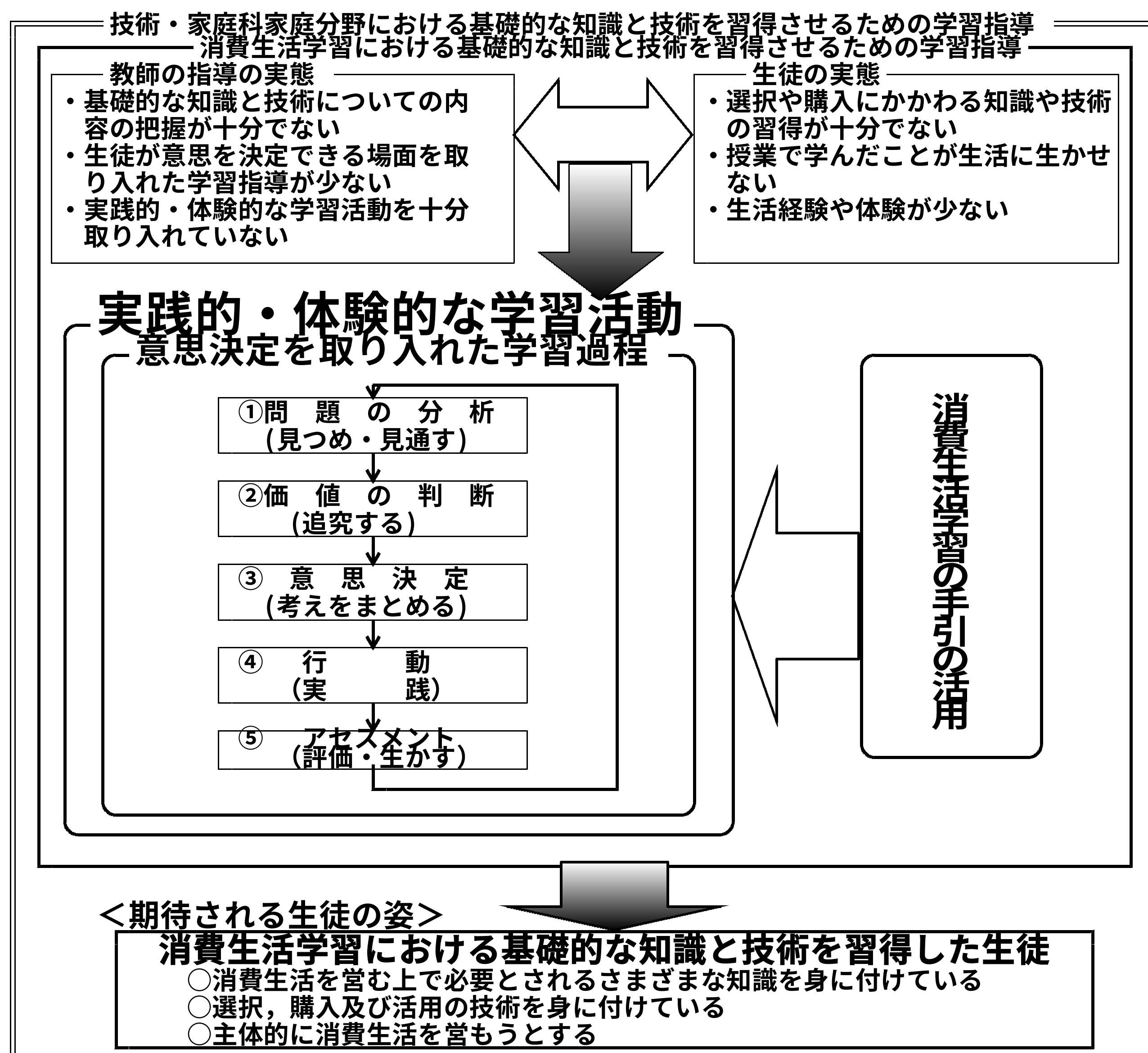
生徒が消費生活の学習において，商品やサービスを選択・購入する意思決定ができる学習過程を支援する手だてとして，手引を作成し活用することにした。

それは，教師が消費生活学習に関する基礎的な知識と技術についての内容の把握が十分でないという傾向や，実践的・体験的な学習活動が多く取り入れられていないという状況を鑑み，これを補う要素を手引に盛り込むことで，生徒の知識と技術の習得を支援するものになるからである。さらには，社会の変化によって生活経験や体験が少なく，授業で学んだ知識や技術を，なかなか生活に生かすことができない中学生の消費生活学習を進めるという視点からも，作成の必要性を裏付けている。

作成にあたっては，生徒にとって習得すべき基礎的な知識と技術が確認できるものであり，消費生活を効果的に学ぶ学習活動を支える要件を満たすものでなくてはならない。

構成は，ワークシート，学習スケジュール表，自己評価カード，学習チェック，資料から構成し１冊にする。さらには，解説編として，ワークシートの解説，指導案，実践的・体験的な学習活動紹介と実践・学習展開例をまとめ，教師への支援も検討する。

(4)　本研究の基本構想図



【図】技術・家庭科家庭分野における基礎的な知識と技術を習得させるための学習指導についての基本構想図

(5)　本研究の学習題材について

ア　本研究の学習題材と基礎的な知識と技術の関連表

Ｐ５の【表２】の消費生活学習における基礎的な知識と技術の具体的な内容を網羅した学習題材を決定した。さらに,【表５】のように，学習題材と基礎的な知識と技術の関連表において，単位時間の基礎的な知識と技術を確認した。

【表５】本研究の学習題材と基礎的な知識と技術の関連表

基礎的な知識と技術 ＼ 学習題材			1 お金について考えてみよう	2 商品を選ぼう①	3 商品を選ぼう②	4 販売方法を選択しよう	5 消費トラブルの対処方法を考えよう	6 自分の生活の環境への影響を考えよう	7 地球に優しい暮らしを考えよう（2時間）
販売方法	販売方法	店舗販売				○			
		無店舗販売				○			
		通信販売				○			
		訪問販売					○		
	支払い方法	即時払い				○			
		前払い				○			
		後払い				○			
	消費トラブル	中学生の消費トラブルの現状				○	○		
		悪質商法					○		
消費者保護	権利	消費者の権利と責任					○		
	消費者保護	消費者基本法					○		
		クーリング・オフ制度					○		
		相談機関					○		
物資・サービスの選択・購入及び活用	物資・サービスの選択・購入	物資とサービス		○					
		選ぶときの条件		○	○				
		表示・マークの意味		○					
		物資・サービスの選択・購入		○	○	○	○		
	情報	情報の収集・整理・選択		○					
	契約と解約	契約	○				○		
		消費トラブルの対処				○	○		
	活用	購入した物の活用			○			○	○
環境に配慮した生活	環境とのかかわり	消費生活の環境への影響						○	○
		使い捨て容器とリサイクル可能な容器						○	○
		リサイクルと再利用			○			○	○
		３R			○			○	○
	選択・購入	環境に配慮した選択・購入						○	○
		購入した物の適切な活用と廃棄			○			○	○
		ごみを少なくする暮らし方						○	○

イ　学習題材ごとの意思決定場面を取り入れた学習過程

【表６】学習題材ごとの意思決定場面を取り入れた学習過程

学習題材	学習題材１	学習題材２	学習題材３	学習題材４	学習題材５	学習題材６	学習題材７
学習過程	お金について考えてみよう	商品とサービスを選ぼう①	商品とサービスを選ぼう②	販売方法を選択しよう	消費トラブルの対処方法を考えよう	自分の生活の環境への影響を考えよう	地球に優しい暮らしを考えよう（2時間）
学習課題	あなたはほしいものがあったらどうしますか	商品とサービスを選ぶ条件は何ですか	あなたならどのジーパンを選びますか	あなたはどの販売方法を利用しますか	消費トラブルにあったときあなたならどう対処しますか	３Ｒの推進のためにあなたができることは何ですか	あなたは地球に優しい暮らしはどうあるべきだと考えますか
①問題の分析 （見つめ・見通す）	課題把握	実物提示による課題把握	実物提示 第１印象でどれを購入したいか 課題把握	通信販売利用の実態把握 課題把握	事例提示（寸劇） 課題把握	実態把握 課題把握	環境チェック 課題把握
②価値の判断 （追究する）	中学校入学時にかかった費用の算出 家庭の収入と支出のバランス 契約クイズ	物資・サービスとは 表示やマーク調べ 情報源の例	販売価格の決まり方ファッション 衣類のリサイクル ３Ｒ	販売方法 支払い方法 通信販売の利用	悪質商法 消費者の権利と責任 消費者保護の法律 クーリング・オフ制度 相談機関	買った食品の容器のかさと重さ調べ 花巻市のごみの現状 容器リサイクル法	地球に優しい暮らしを考え、班ごとに意見をまとめて、発表する（ブレーンストーミング）
③意思決定 （考えをまとめる）	『あなたは欲しい物があったらどうしますか』	『商品とサービスを選ぶ条件は何ですか』	『あなたならどのジーパンを選びますか』	『あなたはどの販売方法を利用しますか』	『消費トラブルにあったときあなたならどう対処しますか』	『３Ｒの推進のためにあなたができることは何ですか』	『あなたは地球に優しい暮らしはどうあるべきだと考えますか』
④行動 （実践にうつす）	ロールプレイング１ （契約の疑似体験） ロールプレイング２ （家族とのやりとり）	班ごとに選ぶ条件をまとめる（ＫＪ法）	着用しなくなったジーパンの活用する方法を考える	意見交流	ロールプレイング 契約解除通知の記入	ごみの分別疑似体験	２年２組環境宣言の作成
⑤アセスメント （評価・生かす）	契約と約束の違いは何か 契約するときに気をつけること	商品やサービスを購入するときに気をつけること	商品やサービスを購入するときに気をつけること	通信販売を利用するときに気をつけること	消費トラブルにあわないようにするために気をつけること	今日から自分ができること	場面設定により、自分の行動を振り返る
基礎的な知識と技術の習得	契約	物資、サービス、 表示、マーク、 情報の収集、 選ぶときの条件、 物資・サービスの選択・購入	リサイクルと再利用、 ３Ｒ、 選ぶときの条件、 物資・サービスの選択・購入、 購入した物の活用	販売方法、 支払い方法、 通信販売の利用、 物資・サービスの選択・購入、 通信販売のトラブルの対処	悪質商法、 消費者の権利と責任、 消費者保護の法律、クーリング・オフ、 相談機関、 消費トラブルの対処	消費生活の環境への影響、 使い捨て容器とリサイクル可能な容器、 環境に配慮した選択・購入、３Ｒ、 ごみを少なくする暮らし方、 リサイクルや再利用	消費生活の環境への影響、 使い捨て容器とリサイクル可能な容器、 環境に配慮した選択・購入、３Ｒ、 ごみを少なくする暮らし方、 リサイクルや再利用

４「家庭生活と消費」の学習方法・指導方法について

生徒の消費生活を取り巻く生活環境は，近年大きく変化している。よって，消費生活の学習においては，さまざまな情報提供や考え方のみの学習に終わることなく，より実践的・体験的な学習活動を通して，具体的に学習することが重視されている。そのことが，授業で習得した知識や技術を生徒が実生活に生かそうとする態度の育成とも大きくかかわってくるものと考えられている。消費生活の学習過程を，山本(1999)の『自己責任を育てる消費者教育』を参考に，「情報収集」，「情報整理・展開」，「実行・評価」の段階に分け，それぞれの過程における実践的・体験的な学習方法を次の表１から表３に示す。

【表７】「情報収集」段階の学習方法・指導方法について

	学習方法(指導方法)	意義・特徴	留意点	教材例
1	観察 （商品の実物提示など）	実物を直接見たり，ふれたり，調べてみることで議論を活発にして，問題解決に迫る方法。日常生活における商品を見る目を育てるのに有効である。	学習のねらいに迫る実物を準備しておく	制汗剤，Ｔシャツ ラップの燃焼実験 菓子のパッケージ
2	実験（商品テスト，試買テスト）・実習（比較実習）	五感を使ったり，やってみた結果を比較するなど，実験・実習の体験を通して，自ら学び課題や疑問に迫る方法。結果をもとに議論する方法もある。費用の制約はあるが，身近な商品で。	生徒が学びたくなる課題設定をする。生徒の技能で操作できる内容及び教材とする。確かめ・検証の方法を理解させるて始めること。結果を数値化することで，わかりやすいものになる。	清涼飲料水の甘味度 着色料の染色実験 酸性雨チェック 紙おむつを調べよう
3	調査活動 ・アンケート	事実を調査する一次的な情報収集の手段。生徒が課題の大きさを実感できるなど効果は大。調査後は，レポートの提出を求め，発表する場を設けるとよい。	指導者はレポートの書き方，調査の進め方や方法，発表の仕方を事前に指導しておく	食品の表示調べ 新聞広告調査
4	インタビュー	調査内容を直接相手に質問したり，生の声を聞き取り，情報を整理・分析・検証する方法。対象は家族・友人から，課題にあった専門家に直接面接する方法のほか，電話も可能である。	インタビュー内容は，事前に十分検討し，焦点を絞って行わせる。	ごみ問題 販売・購入方法 おいしいフライドポテトが食べたいな
5	見学	スーパーマーケット，工場，消費生活センター，特定地域などを見学し，知識を得る方法。課題を実感として体得でき，意欲付けとなる。	学習過程の位置付けを明確にして実施すること。	地域のコンビニ調べ ごみの実態調査
6	話題提供 （社会人講師）	外部から専門家を招き，具体的事例・問題の生の情報を得，社会の動きに触れ，身近な事柄としてとらえる方法。	あらかじめ講師には，受講人数，受講構成員の学年，既習内容，生活環境，講義室の設備状況，質問事項を送付する。	いろいろな販売方法 ごみ問題とリサイクル
7	新聞の活用	消費生活に関連した事件，問題，法律改正などの記載を取り上げ，身近な情報源として活用する。	後日訂正させることもあるので，留意して扱う。	商品の安全性 振り込め詐欺
8	雑誌・パンフレットの活用	雑誌にはそのときどきの社会問題が掲載され，情報量も適当である。パンフレットは，実際の選択・購入の学習においても，その要件がまとめられており，活用しやすい。広告，取扱説明書もこれに含まれる。	授業のねらいにそって，読むことが目的とならないよう，適量を扱う。 「確かな目」「国民生活」など。漫画の利用も考えられる。	欠陥商品と安全性 悪質商法にだまされないために 住まいの選択
9	文献の活用	法律文献などの最新情報を得て，その背景にある問題を探る。	難解な長文は避け，指示方法や場を考え，効果的に与える。	消費者基本法 消費者契約法
10	視聴覚メディアの活用	施設・設備，学校からの距離・安全等の問題から直接的な体験が難しい場合に，視聴覚機器を活用する。	放送番組の録画利用は著作権の問題があるので留意する必要がある。	テレビコマーシャル調査
11	パソコンの活用	パソコンを活用して学習する方法。インターネットにより情報の収集が可能である。情報活用能力は，自分に必要な情報を収集，選択，判断，加工できる選択能力・意思決定能力であり，消費者教育のめざすところと共通する。	情報の取捨選択の力が必要。また情報モラルの事前指導を必要とする。 シミュレーションソフトなどがあるとよい。	支払い計画を立てよう インターネットショッピング疑似体験

【表８】「情報整理・展開」段階の学習方法・指導方法について

	学習方法(指導方法)	意義・特徴	留意点	教材例
1	ブレーン・ストーミング	ある問題・課題に対して，限られた時間内に，可能な限り多くの連想を生み出し，創造的に問題解決をしていく手がかりとする方法。	自由に自分の考えやアイディアを述べることと，他人の考えやアイディアについての批判や評価はしないことが求められる。	休日の昼食は 死蔵品の再利用
2	ロール・プレイング（役割演技）	ある場面・状況を設定し，学習者の役割演技を通して知的側面や行動・態度などを変容させるなど問題の改善に迫る方法である。脚本はなく，実際の状況を想定し，演者は個人的な考えは捨て，配役になりきって情報収集をして，その人物の立場で発言・行動を考え，即興で演ずる。演者は疑似体験ではあるが，それぞれの立場で行動し，観察・討論し，自分の問題として客観視できることになる。事前の資料調査からさまざまな価値，信念などを自覚できる。また，役割交代すれば，同じ立場で観察・批判できる。	役割表示ゼッケンや小道具を準備するとよい。 脚本がないのが，一般的とされるが，財団法人消費者教育支援センターでは，ロール・プレイングのシナリオ集を自作し発行している。	君ならどうするこんなとき 気持ちのよい衣生活をしよう 店頭販売を体験してみよう ごみ収集場所で
3	シミュレーション	現実のある状況を擬似的に再現して，現実を客観的に考える方法。模擬裁判や模擬公聴会のように，ある問題に関係する役割を設定して状況を模擬的につくり，そこでそれぞれの役割を担った人たちの主張を体験することで，関係者間の複雑な主張や利害を相関的にはかろうとするもの。コンピュータシミュレーションゲームや劇も，シミュレーションの一つといえる。	それぞれの立場を明確にして進める。 実際に情報や商品を選択する場面の学習方法として有効である。	どのＴシャツを選ぼうか フリーマーケット体験 一人暮らしするなら 契約解除の通知作成
4	劇化	想定する事柄を場面設定し，劇の形式で，その生起と関連・発展を生徒が受けとめ，評価を通して明確にとらえる方法。	脚本の準備（生徒が考えてもよい） パネルシアター，人形劇，紙芝居などの劇的表現も劇化の内容となる。	消費者生活アドバイザーになってみたら
5	ディベート	一つの論題をめぐって，学習者個人の意見に関係なく，肯定側と否定側に分かれ，時間と機会を平等に与え，討論する方法である。２チームとも時間をかけて資料を収集し論点を整理し，自分の主張・提案を相手に伝え，相手の主張を聞くなど，論理的に争い，どちらが説得的かつ論理的であるかを判定するゲーム。	ディベートには正解と呼べるものはない。判定に勝ったことで論題の正しさを意味するものではない。相手の立場や気持ちを感じとらせ，活発で楽しいゲームにしたい。効果的に行うには，同一人物が両方の立場に立ち経験するとよい。審判員は批判的思考力が鍛えられる。	わりばしはやめるべきである 日本はエビの輸入量を半減すべきである
6	ケース・スタディ	事例研究のことで，典型的な問題について分析を行い，解決策を模索する方法。	実際にあった経験や新聞記事などから問題を当事者の立場で考え，どこが問題なのかを分析したり，意思決定できる場を設定する。	悪質商法を読み解く 調理実習，教室のごみの量調べ
7	感想文・レポートの活用	学習後に，自分の考えを整理し自分の表現力でまとめることによって，より考えが深まっていく。また実生活へ生かそうとしているかなど，態度の育成もつかむことができる。自分の考えを自分のことばで書く機会を多くもつとよい。	他の方法と併用することで，自分の考えの欠けたところかを再認識していくことが望ましいことから，教師のコメントや評価が有効である。	賢い消費者とは 消費者問題を探る
8	ゲーム	勝ち負けや遊びの要素が含まれるため，楽しみながら学習できる。そのため，学習への参加意欲の持続が期待できる。生徒に必要な基礎的な知識を定着させることができる。	勝ち負けが評価にはつながらないようにする。 遊びに終始してしまわないようにねらいを明確にしておくこと。	悪質商法対策ゲーム クロスワードパズル どんぐりマーケット

【表９】「課題・問題の実行，評価，発展」段階の学習方法・指導方法について

	学習方法(指導方法)	意義・特徴	留意点	教材例
1	議論	ある問題をそれぞれの立場から意見・知識・経験の交換をして，司会の進行により，議論に方向性をもたせて，理性的・建設的に情報を整理し,目標を具現化する方法である。学習者の自主性・主体性を尊重し，その過程で意見の同調・葛藤・対立の止揚を通して，思考の変容・発展から共通の結論へと導く。学習形式には，バス・セッション，パネルディスカッションなどもある。	議論を小集団から始め，考えを共有しながら，最後に全体で議論すると効果的である。	グリーンコンシューマーとして 包装の必要性
2	提案・提言文の発表	「ここがおかしい」「これが問題である」「こうしてもらいたい」などを討論するだけでなく，「このような制度に変えるべきだ」「私だったらこうする」という具体策を立て，提案・提言を文章などで発表する場を設定する。	個人中心の考えの域から，学校・地域が，あるいは地球の環境がよりよくなるための意見を考えまとめさせる。	２年○組環境宣言
3	商品などの企画・考案・販売	畑でつくったじゃがいもから即席漬け，ジャム，エプロン作品まで，学習者自身でブランド名をつけ，商品化し，バザー，学園祭などで販売してみる。模擬店での食品販売・持ち帰り用品などでもよい。	商品の販売などは難しいが，家庭での使用や活用を目的としたものであればよいと思う。	商品のパッケージづくり，広告ポスターづくり
4	地域社会への働きかけ・参加	上記の３と関連して，学園祭などで，呼びかけや啓発ポスター，パンフレットなどを作成・掲示・配布する。	作成にあたっては，注意点・内容をよく検討する。	通信販売利用の啓発パンフレットつくり ボランティア体験



【引用文献】
今井光映（1987),「家政学と家庭経営学と消費者教育」,『消費者教育第６冊』, 光生館, pp.34－37
大曲美佐子（2006),『中学校家庭科の授業実践集』, 家政教育社, p.12
工藤悦子, 内野紀子ほか（1997),『家庭科の21世紀プラン』, 家政教育社, p.34
Ｊ．Ｇ．ボニスほか（1998),『賢い消費者』, 家政教育社, p.12
藤枝悳子, 内藤道子（1979),『家庭科教育における消費者教育指導の実際』,家政教育社,pp.24－27
武藤八重子, 鶴田敦子ほか（2000),『テキスト家庭科教育』, 家政教育社, pp.69－71
武藤八重子ほか（1992),『消費者教育を導入した家庭科の授業』, 家政教育社, pp.44－45
米川五郎（1992),『家庭科教育の実践№３』, 明治図書, p．６

【参考文献】
消費者教育支援センター（1995),『消費者教育授業実践60』, 消費者教育支援センター
高橋伸子（2006),『いま, なぜ, 金融・消費者教育なのか』, 2006年夏季シンポジウム学校における金融・消費者教育の新たな展開パネルディスカッション
山本紀久子（1999),『自己責任を育てる消費者教育』, 日本書籍

【引用Webページ】
国民生活センター（2003),『子どもの消費者トラブルの現状と特徴』
国民生活センター消費生活相談データベース
http://datafile.kokusen.jp./wadai/kodomo_trouble.html